



神奈川県 消防設備会報

第42号 令和2年1月



光の道

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail:info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第42号 令和2年1月） 目次

新年のあいさつ	（一財）神奈川県消防設備安全協会理事長 西 津 英 二……………1
	神奈川県くらし安全防災局長 花 田 忠 雄……………2
	神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長） 原 悟 志……………3
表彰の榮譽に輝いた方々……………	4
最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について （神奈川県からの回答）……………	5
寄稿・消防機関から 大規模倉庫建設に伴うガイドラインの取り扱いについて 平塚市消防本部 予防課長 土 井 義 昭……………	6
寄稿・業界通信 R-26C 受信機の紹介 能美防災株式会社 第1技術部火報システム技術課 松 原 淳 一……………	8
令和元年度各種講習会の結果概要（中間結果）……………	10
協会専任講師の紹介……………	13
「消防設備業務講習会」の結果概要について……………	14
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！……………	16
令和元年8月以降の主な通知等……………	17
（一財）日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧……………	18
協会からのお知らせ……………	19

表紙：光の道

1月の早朝、湘南海岸より江の島を撮影していると、朝陽が海に光の道を描きはじめた。はじめは穏やかな真っ直ぐの道だったのだが、徐々に波が荒くなり、光の道を屈折させたり、分断したりと変化が激しい。今年の道も順風満帆とはいかなそうだ。しかしこの紆余曲折があるから景色は美しくなる。楽しむ心を忘れずに今年も自分の道を信じよう。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 西 津 英 二

令和2年の新春を迎えるにあたり、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様に謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。皆様方には、常日頃ひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、まず昨今の景気に関してですが、昨年10月から消費税率が10%に引き上げられました。今のところ、増税前の駆け込み購買や増税後の買い控えによる大きな影響は出ていないように見受けられます。

また、今年は東京オリンピック・パラリンピックがあります。個人消費、インバウンド需要の高まりによる景気の持ち直しが期待されますが、その後の反動も考えられますので、今後の景気動向には注視が必要ではないかと思います。

一方で、世界経済は2020年の後半には弱いながらも、回復に向かうとの見方が多いようです。しかし、米中摩擦の解消に向けた全面的な合意へのハードルは高く、この要因により全体としての年間成長率は低いのではないかととの予測もあり、こちらの動きにも不透明感があります。

次に、災害関連についてですが、近年は南海トラフ地震、首都直下地震などの切迫性が話題となっておりますし、大型台風などによる風水害も絶えません。昨年も台風15号、19号の連続的な豪雨などにより大規模な災害が発生しています。

特に異常気象による風水害等は、地球温暖化の影響が大きいといわれており、日本だけではなく地球規模で起こっています。ドイツの環境 NGO は、昨年 COP25 で記者会見を行い、2018 年に最も深刻な被害を受けた国は日本であると発表しました。

このような状況を踏まえて、消防用設備等の設置や維持管理の適正化に携わる私どもの使命、役割を改めて考えてみますと、一番に言えることは、県民生活における安心・安全の確保への一翼を担っているということです。

それは、様々な原因による火災発生被害が大きくならないよう、事前の予防的措置がいざという時に機能するよう、常日頃から揺るぎない責任感を持ち、地に足を付けた業務の遂行に心がけ、消防用設備等の点検等を実効性のある形で進めていくことではないでしょうか。

当協会は、消防設備士や消防設備点検資格者の資質向上や防火管理者の育成のため、各種講習会を実施するとともに、防火・防災の普及啓発事業、消防設備点検表示制度（点検済ラベル）の推進など、消防設備等の適正化等が毎年一歩ずつでも前進するよう努めているところであります。

県民の皆様が、安全で安心して暮らせる地域づくりのため、今後も、会員の皆様をはじめ、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県など関係団体等の皆様とともに精進していく所存です。

皆様方のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

神奈川県くらし安全防災局長
花 田 忠 雄

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にもご尽力いただいております、深く敬意を表します。

さて、近年、住民の安全を脅かす大規模な災害が、全国各地で相次いで発生しています。

昨年秋に首都圏を襲った台風第15号、第19号による記録的な暴風や豪雨は、尊い県民の命や財産を奪う、甚大な被害を本県にもたらしました。

また、昨年4月に川崎市で発生した倉庫火災では、ベルトコンベヤーからの出火が、倉庫内の固形燃料に燃え移り、鎮火に10日もかかるなど、火災の恐ろしさや予防の重要性を改めて認識させられました。

こうした大規模な災害時に、その被害を最小限に抑えるためには、不断の防災対策の取組が何よりも重要です。

県では、単独の消防本部だけでは対応できない災害発生時に、県と県内消防本部が一丸となって県内の被災地を応援する「かながわ消防」の取組を進めています。

昨年10月には、この取組を強化するため、災害時にソーシャルネットワーキングサービスの一つである「LINE WORKS」を活用して、県と県内消防本部との情報共有や応援出動の迅速化を図る仕組みをスタートさせました。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されています。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後とも貴協会の皆様から、より一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝・ご活躍を心から祈念申し上げて、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

原 悟 志

令和2年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導や各種講習会をはじめ地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、新しい元号「令和」を迎えた昨年は、九州地方に大きな浸水被害をもたらした令和元年8月の前線に伴う大雨、暴風雨による土砂災害や浸水被害に加え大規模停電が発生し、千葉県に大きな傷跡を残した令和元年台風第15号、神奈川県を含め全国各地に深刻な被害を及ぼした令和元年台風第19号など、歴史的に見ても大規模な災害が発生し、自然の驚異を改めて痛感させられました。また、京都府京都市の爆発火災により多数の死傷者が発生した他、沖縄県那覇市において首里城跡火災が発生し、尊い文化財が失われました。

私ども消防機関は、こうした複雑多様化する災害の実態をしっかりと踏まえながら的確に対処するとともに、近い将来、高い確率で発生すると言われている南海トラフ地震や首都直下地震といった巨大地震への防災・減災対策を推進し、県民の皆様の安全・安心の確保に努めるためには、神奈川県と県内消防本部の協力連携体制を一層強化し、地域及び関係機関との更なる連携のもと、震災等大規模災害対策の推進、大規模・特殊災害に備えた緊急消防援助隊の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要対策など、諸施策を積極的に推進してまいり所存でございます。

さらに、防火防災安全対策につきましては、大規模・高層建築物等や福祉施設等の火災の教訓を踏まえ、人命危険を考慮した立入検査や消防法令違反等の是正を徹底いたしますとともに、住宅用火災警報器の設置率向上及び維持促進、また、防災物品の普及促進等総合的な住宅防火対策について実効性のある対策を進めるためには、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございます。

どうか今後とも、県民の皆様の安全・安心の負託に応えるため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない無事平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

表彰の栄誉に輝いた方々

消防庁長官表彰

・黒澤 麻志 様 相日防災株式会社 代表取締役社長

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

・一宮 英雄 様 東京消設株式会社 代表取締役
・岡本 文男 様 株式会社岡本商会 代表取締役
・関口 輔 様 横浜防災工事有限会社 代表取締役
・矢口 寛志 様 和光産業株式会社 代表取締役

(表彰式には、設備管理グループの森 優介 様が代理出席されました。)

表 彰 式

日 時 令和元年11月1日(金) 午後3時30分～

場 所 明治記念館 表彰式「蓬莱の間」、祝賀会「富士の間」

当日は秋晴れにも恵まれ、受賞者、消防庁幹部、日本消防設備安全センター、来賓など多数の関係者の皆様のご出席のもと、表彰式が盛大に挙行されました。

式は、林崎理消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者等表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センターの門山泰明理事長から安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

また、受賞者に対して、全国消防長会会長である東京消防庁の安藤俊雄消防総監からの祝辞が述べられました(全国消防長会事務総長の坂野恵三様、代読)。

午後5時から、参議院議員の片山虎之助議員、上月良祐議員、衆議院議員の務台俊介議員など国会議員の方々も参加して祝賀会が開催されました。

受賞された皆様、誠におめでとうございました。



表彰式会場にて

(写真は左から) 一宮 英雄 様 岡本 文男 様 黒澤 麻志 様
西津 英二 理事長 関口 輔 様 森 優介 様

最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（神奈川県からの回答）

自民党への「令和元年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を、令和元年6月3日に提出したところですが、今般、自民党を通じて神奈川県から回答がありました。

今回の回答では、最終段落に記載のとおり、「県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。」とのことで、要望に沿う回答とはなっておりません。

当協会といたしましては、今後とも、要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

（当協会からの要望全文）

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。

（神奈川県（会計局）からの回答全文）

一般業務委託の入札における最低制限価格制度につきましては、平成27年度予算の入札執行分から「消防施設保守管理」「電気通信設備保守管理」「エレベーター保守管理」「汚水処理施設等保守管理」の4つの営業種目のうち、人件費が大半を占めると認められる業務についても、制度を適用することとし、広く県民に県のホームページで情報提供しています。

県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。

消防機関から

大規模倉庫建設に伴うガイドラインの取り扱いについて

平塚市消防本部 予防課長

土 井 義 昭

1 はじめに

当市では、東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ平塚市大神地区とを新たな道路橋で結び、川の東西両地区が一体となった環境共生都市を形成することを目的とした、新たなまちづくりを進めています。68.8ヘクタールの広大な土地には、大型商業施設の建設が予定されているほか、圏央道や新東名高速道路の整備効果が期待され、大規模倉庫の建設が数多く計画されています。これらの倉庫群は



近年現れた新しい建築空間と労働環境を持ち合わせた「大型物流施設」の形態が取られており、埼玉県で発生した大型倉庫火災の施設と類似していることから、様々な角度から火災リスクについて検討が必要と考えております。平成29年4月に消防庁から発出された「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」の運用について、いま一度読者の皆様と一緒に考えてみたいと思います。

2 倉庫の大型化と利用形態の変化

近年、ネット通販の普及拡大により大量の配送物を短期間で処理するための施設や、保管・流通加工機能を備えた大規模な物流施設の新設が増加しており、5万平方メートルを超える倉庫は2016年には全国に150件と15年前の6倍にもなっています。これらの施設では大型ランプウェイが併設され、大型貨物トラックがそのまま上層階へ輸送することができ、トラックバースと呼ばれるスペースで荷の積み下ろしが行われます。大きい建物では、複数階に亘って数百台のトラックが同時に荷役作業をすることができ「駐車用の供する部分」としての懸念を抱きます。また、倉庫内部では天井近くまで積み上げられた製品の中から、従業員がオーダーに応じてパッキングし、立体的に張り巡らされたベルトコンベヤで配送仕分けされる仕組みとなっており、倉庫といえどもこれまでの物品を保管するだけの倉庫とは利用形態が変わってきています。

3 埼玉県三芳町での倉庫火災

倉庫火災の発生は毎年約500～550件前後発生（平成23年から5年間の統計）しており、焼損床面積1万平方メートル以上の大規模倉庫火災は、昭和55年以降で6件発生しています。その中でも特に被害が甚大であったのは、平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災で、焼損面積が約4万5000平

方メートル、完全に消火されるまでに296時間を要しました。ここまで被害が拡大した理由に、防火シャッターの閉鎖障害による延焼拡大や、開口部が少なく消防隊による直接放水や建物内部への進入が困難であったため消火活動が難航したことなどが挙げられています。

この火災を受け、消防庁では国土交通省と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を開催し、平成29年6月にとりまとめられた報告書では、大規模倉庫火災が広範囲に拡大した場合、消防隊による消防活動が極めて困難となることから、防火シャッターの確実な作動や事業者による初動対応など、火災拡大を防止するための対策を講じることが不可欠であると提言されています。

4 国が示したガイドライン

消防庁は、この提言を踏まえ広範囲な倉庫火災が発生した場合でも、効率的な消防活動を行う環境を確保するとともに、倉庫事業者が個々の建物の状況に応じて消防活動を支援するための措置を検討し、必要な対策を講じる場合に参考とするための指針としてガイドラインを作成しました。

ガイドラインの概要 「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」より抜粋
〈対象となる防火対象物〉

- 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上となる新築のもの。
- 無窓階や建物内部に可燃物が大量にあるなど、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるもの。

〈消防隊の内部進入を支援するための措置〉

- 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m 以下となるように設ける方法。
- 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける方法。

〈建物中央部における消防活動を支援するための措置〉

- 屋外から建物中央部に放水を行う方法。
- 非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法。
- 建物中央部に車路がある倉庫において、当該車路等を消防活動拠点とする方法。
- 進入用階段等の踊場、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法。

上記の他にもいくつか対策について示されていますが、いずれも「措置を講じることが望ましい」に留まっており、事業主様の御理解が大前提となっております。

5 おわりに

消防法では不特定多数の者が利用する建築物等の用途を「特定防火対象物」と定め、消防用設備の設置基準が厳しく規定されていますが、「倉庫」についてはその対象から外れています。しかし、利用形態によっては可燃物の大量集積、防火区画を越えてのベルトコンベヤ、大型貨物トラックの長時間駐車などの要因によって、大規模災害に至る火災リスクが潜んでいます。

事業主の皆様には、ガイドライン策定の経緯を御理解いただき、火災事故による影響が、建物や設備等財産への損害や事業中断による企業の収益損失など財務基盤を毀損するとともに、周辺住民への影響などイメージの失墜にもつながる可能性があることを深く認識していただき、個々の施設の実情に応じた必要な対策について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

業界通信

R-26C 受信機の紹介

Integrated Analog GR System

能美防災株式会社 第1技術部火報システム技術課 松原 淳一

能美防災株式会社では、従来品（R-24）から機能・デザインを刷新し、分かりやすさと操作性を追求した「R-26C 受信機」を発売しました。

延べ床面積1万㎡～15万㎡位までの中・大規模建物を対象とし、自動火災報知設備／ガスもれ火災警報設備／防火・防排煙設備／消火設備などの監視・制御を一体で行える受信機です。

255アドレス／1系統を基本とし、最小255アドレスから最大5100アドレス【業界初の最大20系統】までの中から、建物の規模にあわせて、最適な受信機タイプを選択することができます。本システムは、「自動試験機能を有する自動火災報知設備」に該当するシステムです。R型自動試験機能付（R-AT）感知器や、専用中継器を介してP型自動試験機能付（P-AT）感知器が接続でき、建物用途やニーズにあわせて柔軟なシステム構築が可能です。

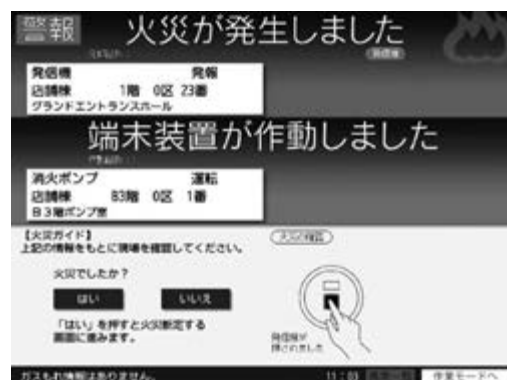


◆特長1 鮮明で見やすい、15型の大画面（業界初）

LCD画面は、15型のタッチパネルを採用しました。

当社従来品から、面積：約2倍
画素数：約2.5倍の高画質

また、発信機が押されると、画面内で「発信機」灯が青色表示し、イラストで発信機が押されたことが分かります。



◆特長2 どの機器が作動したか分かる音声メッセージ

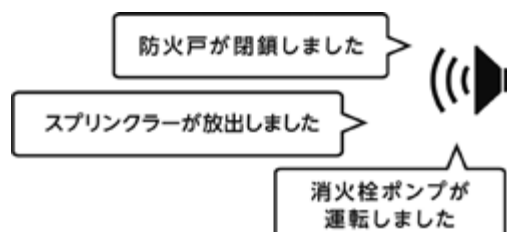
防排煙設備や消火設備などの端末装置が作動すると、あらかじめ設定した音声メッセージでお知らせします。

「ブー、防火戸が閉鎖しました」

「ブー、スプリンクラーが放出しました」

など設備ごとにメッセージを設定できます。

種別名称99種類×状態名称43種類の中から、物件ごとに組み合わせることができます。



◆特長3 最大20系統で余裕のシステム構築（業界初）

最大アドレスを5100アドレス（20系統*）まで拡張したことで、従来は分散型でしか対応できなかった大規模物件についても集中型で対応でき、シンプルなシステム構築が可能となりました。また、拡張に伴い主幹線（S+,S-）の伝送距離が不足する場合には、伝送延長中継器（別途、端末増設中継器が必要）を接続することで、主幹線の伝送距離を最長2倍まで延長することができます。

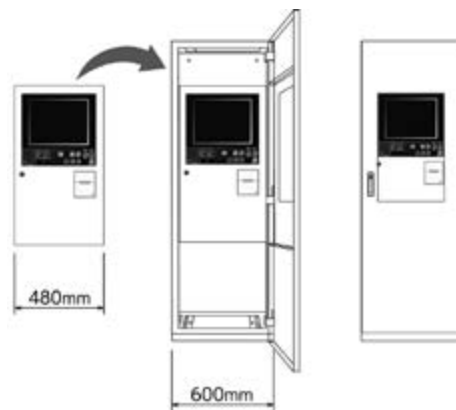
*13系統以上の受信機は特注盤のみ

◆特長4 プリンタの用紙切れはインフォメーション機能でお知らせ

ユーザーからの要望により、プリンタ用紙切れ時は異常警報ではなく、約3秒間のお知らせ音響とインフォメーション表示でお知らせします。また、自動試験専用の履歴リストを追加したことで、プリンタの用紙切れ・異常・停止中でも自動試験を行うことができます。

◆特長5 既設キャビネットに収まるサイズでリニューアルにも配慮

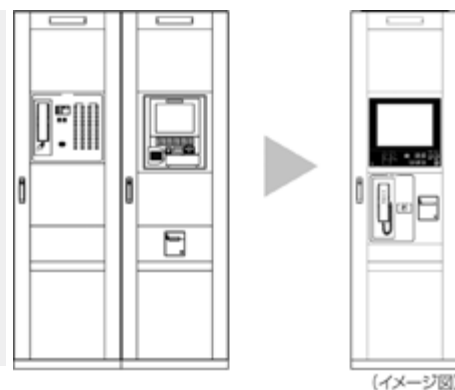
壁掛型キャビネットの高さ寸法は変えずに、幅を530mmから480mmにスリム化したことで、幅600mmの既設自立型キャビネットに収納でき、既設キャビネットを残したままのリニューアルがしやすくなりました。



〈業界初の非常電話一体型 GR 型受信機〉

R-26C 受信機に非常電話を一体化した、R-26C 受信機【非常電話一体型】もラインアップしました。

非常電話用中継器をローカルに設置することで省スペース化・省線化を可能とし、非常電話は最大900回線を実現しました。



（イメージ図）

〔詳細情報〕

詳細情報は、当社ホームページ（<https://www.nohmi.co.jp>）を参照ください。

R-26C



R-26C 【非常電話一体型】



令和元年度各種講習会の結果概要（中間結果）

令和元年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受 講 者 数
消火設備（1・2・3類）	10月1日・10月31日・11月13日 11月21日	453
警報設備（4・7類）	10月2日・10月9日・10月29日 11月14日・11月19日	900
避難設備・消火器（5・6類）	10月3日・10月8日・10月30日 11月12日・11月20日	697
計	14回	2,050

◆ 消防設備士試験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受 講 者 数
4類	6月24日・6月25日	14
6類	6月24日・6月26日	14
計	3回	28

◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実 施 日	6月4日～6月6日	12月3日～12月5日	3月3日～3月5日	合 計
受講者数	81	128	－	209

第2種

実 施 日	6月11日～6月13日	12月10日～12月12日	3月10日～3月12日	合 計
受講者数	90	112	－	202

1種・2種合計 411

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	4月16日	4月18日	7月10日	7月23日	1月22日	2月18日	合計
受講者数	82	60	125	91	—	—	358

第2種

実施日	4月17日	4月19日	7月11日	7月24日	1月23日	2月19日	合計
受講者数	84	61	130	102	—	—	377

1種・2種合計 735

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	11月28日・11月29日	受講者数	136
-----	---------------	------	-----

◆ 消防設備実務・実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月5日	ホーチキ株式会社	71
		かながわ労働プラザ	
消火器実技研修	9月25日	モリタ宮田工業株式会社	20
		(同上)本社研修室及び消火施設	



自火報実務研修 (ホーチキ株式会社)



消火器実技研修 (モリタ宮田工業株式会社)

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	5月	6月	7月	8月	9月	12月
実 施 日	16・17日 22・23日	27・28日	29・30日	29・30日	3・4日	19・20日
受講者数	226	109	102	122	57	108

月 別	1月	2月	合 計
実 施 日	15・16日	4・5日	
受講者数	－	－	724

(2) 乙種防火管理講習

実 施 日	4月26日	6月20日	8月28日	1月30日	合 計
受講者数	63	38	71	－	172

(3) 甲種防火管理再講習

実 施 日	5月16日	6月19日	12月16日	合 計
受講者数	51	79	99	229

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	7月2日	1月31日	合 計
受講者数	63	－	63

◆ 防火・防災併催講習

上記の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実 施 日	8月15・16日	9月26・27日	10月16・17日	合 計
受講者数	121	136	104	361

協会専任講師の紹介

当協会では、消防法令に精通し、火災予防に関する実務等に高度な専門性を有する人を専任講師として委嘱しています。主に消防設備士法定講習、点検資格者講習などの講習会の講義を担っています。

すでに担当する講義を受講された方はいらっしゃると思いますが、改めてプロフィール等を紹介いたします。

●^{コビヤ トシエ}古尾谷 敏江

プロフィール

1969年に全国で初めて女性消防士として川崎市に採用され、予防業務、消防団業務、人事関係業務など幅広い業務に携わり、2009年には初の女性管理職となる消防司令長に昇進、その後2011年に退職されました。

在職中にはJFFW（全国女性消防職員の会）を創設し、今も幹事として、研修会の開催や女性職員の悩み事の相談に応じています。また、被災地支援ボランティアとして、被災者に寄り添った支援活動を行っています。



メッセージ

消防設備士等有資格者の皆様は、消防設備の専門家として工事・整備はもとより、消防訓練の立ち合い等ソフト面の指導もお願いします。

●^{シラネ ミキオ}白根 巳喜夫

プロフィール

1975年に川崎市消防局に採用され、宮前、中原、麻生、川崎、高津、多摩の消防署や消防局予防部を歴任し、2013年に退職されるまでの37年間のうち、27年間を予防業務に携わり、豊富な経験を基礎とした火災予防の知識、技術を修得されています。

また、退職後の5年間は川崎市消防防災指導公社に勤務され、主に設備点検・講習業務に従事されました。



メッセージ

火災や社会情勢などの時代背景とともに整備されてきた関係法令を具体的に説明し、分かりやすい講習に心がけています。

「消防設備業務講習会」の結果概要について

建物の安全対策の視点から消防用設備等関係者、消防職員等を対象に、適切な消防用設備等の設置及び維持に対する理解を深めるため開催いたしました「消防設備業務講習会」の結果概要をご紹介します。

【開催日時】 令和元年11月15日（金）13：30～16：30

【会場】 かながわ労働プラザ 3階多目的ホール A・B
横浜市中区寿町1丁目4番地

【対象者】 当協会の会員、表示登録会員及び消防職員等

【内容】 1 『予防行政の動向について』

総務省消防庁予防課 畑澤 慎吾 様

2 『スプリンクラー設備における留意事項』

一般社団法人日本消火装置工業会 平野 義明 様

【共催団体】 一般財団法人日本消防設備安全センター

【受講者数】 101名

【講義概要】

1 『予防行政の動向について』

総務省消防庁予防課 畑澤慎吾様が、消防用設備等点検報告制度に係る対応や民泊、古民家に係る対応などとともに、最近の火災を踏まえた安全対策として、糸魚川大規模火災や埼玉県三芳町倉庫火災などを例示されながらお話をなされました。また、そのほかにも、消防設備士講習の受講、スプリンクラー設備等の耐震措置等などについてもお話をなされました。

なお、講師の畑澤様をご紹介しますと、これまで川崎市消防局において建築同意や消防設備等の設置に関わる予防業務などでご活躍され、その後、総務省消防庁予防課の総務事務官として、現在は、国の火災予防行政に関するお仕事に携わられています。総務省消防庁から各都道府県に出向かれて数多くのご講演に従事されています。



2 『スプリンクラー設備における留意事項』

一般社団法人日本消火装置工業会 平野義明様が、設備の概要や設備の種類、ヘッドの設置、主要な機器等と点検要領、事故事例とお役立ちツールの紹介などについてのお話をされました。

なお、講師の平野様は、大手防災メーカーの株式会社ホーチキで長年にわたり消防用設備等の消火設備や警報設備の開発をはじめ、メンテナンス部門にも従事されていた経験を基に、現在、一般社団法人日本消火装置工業会で、日本全国で開催される数々の講演会において講師としてご活躍されております。



——点検済表示制度の推進——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分とはいえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。令和元年度のラベル交付枚数は12月末現在791,230枚で、前年同期より54,540枚増加しているものの、当協会の経営状況は、依然厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところであります。

令和元年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ① 点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ② 防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ③ 優良点検事業所認定制度の推進
- ④ 制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

点検済表示登録会員数

区 分	平成31年3月末会員数	令和元年12月末会員数
1号表示会員	252	253
2号表示会員	8	8
合 計	260	261

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



〈令和元年8月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第131号	8月20日	消防庁予防課長	建築物防災週間（令和元年度秋季）の実施について
消 防 危 第98号	8月27日	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について
消防予第117号	8月30日	消防庁予防課長	住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の公布について
事 務 連 絡	9月5日	消防庁予防課 消防庁危険物保安室	廃プラスチック類等に係る環境省の取組（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）について（情報提供）
消防予第164号 消防危第134号	9月10日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	風水害、地震等の災害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について
消防予第193号 消防危第160号	10月10日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	台風第19号に伴う防火対策等の徹底について
消防予第200号 消防危第163号	10月18日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	令和元年台風第19号に対応した消防法令の運用について
消防予第207号 消防危第167号	10月23日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	令和元年台風第19号に対応した消防関係手数料の減免措置について
消防予第255号	12月6日	消防庁予防課長	新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度の運用等について
消防予第221号	12月13日	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について
事 務 連 絡	12月13日	消防庁予防課	「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づく先進的な取組事例の周知について
消防危第197号	12月20日	消防庁危険物保安室長	ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について
消防危第186号	12月20日	消防庁次長	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について
消防予第269号	12月23日	消防庁次長	「第66回文化財防火デー」の実施について
事 務 連 絡	12月27日	消防庁予防課	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省の取組について（情報提供）

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊 行 物 注 文 書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所	〒	
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊 行 物 名		注文部数	定 価	金 額	備 考
消防設備士試験準備用テキスト						
2000	消防用設備六法			1,986		
2007	電気と機械の基礎知識			763		
2001	消防設備士受験直前対策	第 1・2・3 類用		1,986		
2002		第 4・7 類用		1,252		
2003		第 5・6 類用		1,252		
2004	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,238		
2005		警報設備編		3,137		
2006		避難・消火器編		2,618		
2008	<重要ポイント解説付>	法令編		2,618		
2009		第 1 類		2,505		
2010		第 4 類		2,505		
2011	消防設備士受験対策例題集	第 6 類		2,302		
一般参考図書						
2016	消防用設備等の型式失効一覧			2,505		
2017	消防用設備等試験実務必携			3,850		
2018	消防用設備等点検実務必携			4,064		
2019	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,768		
2020	防災英和和英用語集			4,268		
合 計			部			

TEL 045-201-1908

振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971

普通預金：0093790

口座名義：(一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

協会からのお知らせ

《お祝い》

当協会理事の田中幸男氏（64歳、モリタ宮田工業株式会社代表取締役社長）が令和元年秋の黄綬褒章（消防機器製造販売業）を受章されました。



去る12月17日（火）、東京消防庁スクワール麹町3階「錦華」の間において、黄綬褒章伝達式が開催され、その後、皇居に参内し、天皇陛下の拝謁を賜り、労いのお言葉を賜りました。

誠におめでとうございます。

《かながわ防災フェア及びかながわ消防フェアについて》

○令和元年9月8日（日）に予定されていた「かながわ防災フェア2019」及び令和元年10月26日（土）に予定されていた「かながわ消防フェア2019in 小田原城」につきましては、台風の影響により中止となりました。

当協会では、それぞれのフェアへの参加や協力を進めておりましたが、残念ながら中止となりました。また、来年度の参加等を予定しております。

《表示登録会員になりましょう》

○表示登録会員とは、「消防用設備等点検済表示制度」に基づく資格条件を満たした事業者です。表示登録会員になると当協会の斡旋する点検済票（全国共通ラベル）を貼付することができます。

《優良点検事業所の認定申請をしましょう》

○優良点検事業所とは、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを総合的に審査し、基準を満たしている表示登録会員（事業所）を認定するものです。

○消防用設備等の総合点検を行う場合には、事前に認定申請をしましょう。（詳細は、裏表紙に記載しています。）

点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

◎点検立会の依頼

建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎点検立会確認の通知

点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

◎優良点検事業所認定の申請

点検事業者から申請します。

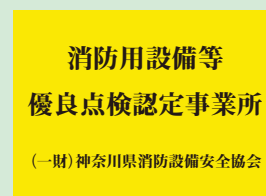
◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎優良点検事業所の認定

点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。

認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp